

## 答 申 書

( 答 申 第 6 3 号 )

平成 1 5 年 1 0 月 1 6 日

---

### 1 審査会の結論

各支庁農業振興部が保管している、平成 8 年度以降の農業農村整備事業に関わる業者ごとの受注調整表及び資料（本庁農政部及び上川支庁を除く。）を不存在としたことは、妥当である。

### 2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨 別紙 1 のとおり

### 3 審査会の判断

#### (1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

ア 平成 11 年 10 月、道が行う農業農村整備事業に関連して、公正取引委員会により本庁農政部及び上川支庁に対する立入調査が行われた。この事態を受け道は、「入札手続等調査委員会」を設置し、公共工事に係る入札手続等の業務の実態把握を行い、平成 11 年 12 月に「入札手続等調査第一次報告」を、平成 12 年 3 月に「入札手続等調査第二次報告」を取りまとめた。この報告によると、本庁農政部及び各支庁において、長年にわたり組織的かつ構造的に受注調整が行われていたことが認められた。

受注調整とは、業者に関して毎年度の発注目標額を設定するとともに、その目標額を達成するため、工事を受注させようとする業者（予定業者）を指名業者に加え、予定業者名や予定価格を関係者に示唆することをいうものである。各支庁では、全業者分の目標額を記載した表（以下「受注調整表」という。）が作成されていた。また、本庁では、特定業者について、独自の目標額を設定し、受注調整表が作成されていた。

なお、本庁農政部及び上川支庁に係る受注調整表については、公正取引委員会から返還された平成 14 年 4 月 11 日以後に行われた開示請求に対し、一部開示決定をしている。

イ 本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、各支庁農業振興部が保管している、平成 8 年度以降の農業農村整備事業に関わる業者ごとの受注調整表及び資料（本庁農政部及び上川支庁を除く。以下「本件文書」という。）である。

#### (2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対し、本件文書はいずれの支庁においても廃棄等により存在していないなどの理由で不存在通知（以下「本件処分」という。）をした。

異議申立人は、本件処分の取消しを求めていることから、その妥当性について判断することとする。

なお、本件諮問事案に係る別紙 2 の 13 件の異議申立てはいずれも同一人からの同一

内容の開示請求に対するものであることから、当審査会は併合して審議することとした。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号（ただし、平成15年北海道条例第41号により一部改正される前のもの）以下「条例」という。）第2条第2項は、「公文書」について「実施機関が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電子計算機による処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を記録しておくことのできるこれらに類する物であって、実施機関が管理しているものをいう。」と定義している。

「実施機関が管理している」とは、知事の所掌事務に係る公文書等の管理に関する規則（平成10年北海道規則第46号。以下「文書管理規則」という。）等に基づいて、実施機関が保管又は保存していることをいうものと解される。

文書管理規則及びそれに基づいて制定された北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号。以下「文書管理規程」という）によれば、知事は、公文書の区分及び事務の内容に応じて適切な公文書の保存期間を設けなければならない、保存期間の満了したものは文書館資料とすることが適当と認められるものを除き、決定を経て廃棄をしなければならないとされ、廃棄したときは保存文書台帳にその旨を登記しなければならないとされている。

また、電子計算機による処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を記録しておくことのできるこれらに類する物についても、北海道電子情報管理規程（平成10年訓令第8号。なお、この規程は、平成15年10月1日、文書管理規程に統合された。）により、同様の扱いをする旨定められている。

イ 実施機関は、本件文書の不存在の理由について次のように主張する。

受注調整表は、パソコンの表計算ファイルにより管理し、指名選考の素案作成に活用するため印刷し使用していたが、当時は、公文書であるとの認識がなく、その活用後、印刷された表は廃棄した。

パソコンで管理していたデータは、年度更新時に上書き処理していたため、平成8年度から平成10年度までのデータは、存在しない。

平成11年度については、受注調整表が誤解を招いたことから、上川支庁等に公正取引委員会の立入調査があった同年10月時点で、データを削除したため存在しない。

平成12年度以降は、作成していないため存在しない。

ウ なお、この経緯については、平成14年7月4日開催の第2回定例道議会（予算特別委員会第二分科会）において、質疑があり、農政部から調整表は個人的に管理していたものであり、公文書としての認識がなく、随時、更新、廃棄していたものであり、また、公正取引委員会の調査後に廃棄し、それ以降作成していないため、現在は残っていない旨の答弁をしている。

エ 審査会の判断

(ア) 平成11年度までのものについて

本件文書は、本庁農政部及び上川支庁に係る受注調整表として開示されたものと同一の性質の文書であり、本件公文書のうち平成11年度までのものについては、実施機関も作成していたことは認めているものである。本庁農政部及び上川支庁

に係る受注調整表は実施機関が管理していたものと解されることから、これらのものも本来、公文書として管理されるべきものであったと認められる。

これらの文書について公文書としての認識がなかったため、担当者の判断で廃棄等がなされたと実施機関は主張する。そのような行為は公文書の管理として適切さを欠くものであり決して容認することができるものではない。

しかし、前記ウの議会での質疑で廃棄等により現在は残っていない旨答弁していること、受注調整そのものが本来あってはならないことであるから、上川支庁でそれが明るみになった際に、他支庁で受注調整表を廃棄等することは起こりうる事態であると考えられること、実施機関は文書の作成を認めた上でそれを廃棄等したという不利益ともいえる事実をあえて認めていること、などを考え併せると、実施機関の主張は一応の合理性があり、これらの文書は少なくとも本件処分時には廃棄等により存在していなかったものと判断せざるを得ない。

(イ) 平成12年度以降のものについて

実施機関は、平成12年度以降については受注調整表を作成していないので不存在である旨主張する。

本庁農政部及び上川支庁に公正取引委員会が立入調査を行った以後も受注調整が行われたとは考え難いことから、この主張は不自然とはいえないと考えられる。

(ウ) したがって、本件処分時には本件公文書は存在していないものと考えられ、本件処分は妥当であると判断する。

オ 異議申立人の主張について

異議申立人は、専用のソフトを使うことで、ハードディスクやフロッピーディスクに書かれたデータは読みとりが可能であり、こうした厳密な確認作業も行わず、電子情報の更新や消去で「不存在」との理由を導くのは早計で、「不存在」決定は不当である旨主張する。

しかしながら、公文書の開示は、それを保有する実施機関において現に備えられ又は通常備えられるべき設備、技術等により、その実質的な情報内容を、一般人の知覚により認識できる形で提示することが可能なものに限られると解するのが相当であり、削除されたデータの復元が理論的に可能であるからといって、あらゆる措置を講じて復元の上開示すべき義務を、条例が実施機関に課しているとは解し難いものであり、異議申立人の主張は採用できない。

異議申立人のその余の主張は、いずれも認めることができない。

カ 本件処分に対する意見

本件文書のうち平成11年以前のものについて実施機関は、作成したことを認めた上で公文書としての認識がなく担当者の判断で廃棄等したとしている。このことは、エの(ア)で述べたとおり、公文書の管理として適切さを欠くものであり、決して容認することができるものではないので、実施機関においては、今後、適切な事務処理を行い、二度と起こさないよう要望する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成14年 8 月28日	<p>諮問書の受理</p> <p>実施機関から関係書類（ 諮問文、 異議申立書の写し、 公文書開示請求書の写し、 公文書不存在通知書の写し、 異議申立ての概要、 理由説明書 ）の提出</p> <p>新規諮問事案の報告</p>
平成14年 9 月11日 （ 第48回審査会 ）	<p>異議申立人の意見陳述</p> <p>実施機関から本件処分の理由等を聴取</p> <p>本件諮問事案の審議を第二部会に付託</p>
平成15年 6 月 9 日 （ 第二部会 ）	審議
平成15年 6 月30日 （ 第二部会 ）	審議
平成15年 7 月14日 （ 第二部会 ）	審議
平成15年 8 月 4 日 （ 第二部会 ）	審議
平成15年 8 月27日 （ 第二部会 ）	審議
平成15年 9 月30日 （ 第二部会 ）	審議
平成15年10月14日 （ 第54回審査会 ）	答申案審議
平成15年10月16日	答申

## 別紙 1

### 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

#### 1 異議申立ての経過

- (1) 平成14年5月16日 本件開示請求
- (2) 平成14年5月30日 本件公文書不存在通知
- (3) 平成14年7月29日 本件異議申立て

#### 2 異議申立人の主張の要旨

##### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件通知を取り消し、開示する処分に変更するとの決定を求めるものである。

##### (2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書により主張している異議申立ての主な理由は、おおむね次のとおりである。

ア 平成8年度以降の農業農村整備事業に関わる業者ごとのいわゆる発注目標額（受注目標額）を記した文書及び資料は、本庁農政部と上川支庁が公文書との認識を示し、平成14年6月4日に一部開示された。また、道議会予算特別委員会での本庁農政部長答弁によると、保存年限は10年としている。したがって、当該文書は「公文書」として存在するはずで、開示請求を「不存在」として退けるのは不当である。

イ 開示請求者が問い合わせたところ、開示請求を受けた支庁側は、当該文書が存在するか否か、廃棄や更新をなぜ、だれが、どういう判断で行ったかについて、当時の担当者や責任者に確認しないまま、「不存在」とし、「不存在の理由を書いた」としている。存否を確認せずに「不存在」と回答したならば、道の情報公開制度の精神に反し、開示請求者を冒涇する行為で、不当だ。当該文書が存在するか否か、廃棄や更新は、なぜ、だれが、どういう判断で行ったかについて、明快な説明がない限り、「不存在」は認め難く、当該の「不存在」決定は不当である。

ウ 支庁側が、仮にデータを「更新」していても、専用のソフトを使うことで、ハードディスクやフロッピーディスクに書かれたデータは読みとりが可能である。よって、こうした厳密な確認作業も行わず、電子情報の更新や消去で「不存在」との理由を導くのは早計で、「不存在」決定は不当である。

エ 平成11年度分のデータは、公正取引委員会の立入調査後作成していないことから、「更新」されたとは考え難く、存在するはずで、「不存在」として開示請求を退けるのは不当である。

#### 3 実施機関の説明の要旨

本件処分に係る実施機関の主張は、次のとおりである。

##### (1) 不存在の理由

請求のあったいわゆる受注調整表は、パソコンの表計算ファイルにより管理し、指名選考の素案作成に活用するため印刷し使用していたが、その活用後、印刷された表は廃棄している。

パソコンで管理していたデータは、年度更新時に上書き処理しているため、平成8年度から平成10年度までのデータは、存在しない。

平成11年度については、いわゆる受注調整表が誤解を招いたことから、上川支庁等に公正取引委員会の立入調査があった同年10月時点で、データを削除したため存在しない。

平成12年度以降は、作成していないため存在しない。

## (2) 異議申立て理由に対する反論

ア いわゆる受注調整表については、平成12年3月の「入札手続等調査第二次報告」において、本庁農政部及び各支庁において、長年にわたり組織的かつ構造的に受注調整が行われていたこと、また、これには本庁・支庁の特定職員のみが関与し、職場内では一切秘密とされていたことを認め、この受注調整のために当該文書が使用されていたと報告している。

当該文書が公文書に該当するかどうかの判断としては、平成14年6月4日、農政部が公表した「公正取引委員会から還付された資料の点検結果」の中で、北海道情報公開条例で定める「実施機関が作成し又は取得した文書等であって実施機関が管理しているもの」を基本とし、「決裁を経て管理されているものは皆無であったが、実質的に組織共用の状態にあったと考えられるもの」についても公文書とした上で、平成11年に農政部が作成した受注調整表に添付されていた各支庁の当該文書を開示した。

しかしながら、各支庁においては、本件文書は、作成当時、関係職員（受注調整に関与していた特定職員）により執務の参考資料又は作業表として作成された補助的資料と認識されており、さらに、前述のとおり、この資料は職場内で一切秘密とされていたことから、公文書として取り扱われておらず、文書管理簿等への登載や保存期間の設定をしていなかったものである。

イ 不存在理由のとおり、本件文書は、入札後（若しくは契約締結後）及び年度終了時には不要になることから、随時、データ更新・削除や資料廃棄を行っていた。

また、平成11年10月、公正取引委員会による立入調査が行われたことにより、各支庁において、当該文書を作成していたことが談合に関与していたと疑われることを懸念し、関係職員（受注調整に関与していた特定職員）により削除・廃棄され、それ以降は作成されていないことから、現在、各支庁においてはいかなる形態でも存在しないものであり、開示請求に対し不存在と回答したところである。

なお、本件文書は公文書として取り扱われていなかったため、廃棄年月日や担当者が明記されていなかったが、当時の関係者に聞取調査をした結果、当該立入調査の直後に削除・廃棄されたことを確認している。

この経緯については、平成14年7月4日開催の第2回定例道議会（予算特別委員会第二分科会）において、質疑があり、農政部から「いわゆる調整表は個人的に管理していたものであり、公文書としての認識がなく、随時、更新、廃棄していたもの」「また、公正取引委員会の調査後に廃棄し、それ以降作成していないため、現在は残っていない」旨の答弁をしている。

ウ 法令等により定められた特定の電子情報やホームページを、職員が日常的にパソコンで処理する情報は補助的なものとみなされ、これらの情報は、担当職員が必要

に応じて、更新・削除していることから、本件文書のデータについても同様に取り扱い  
扱ってきたものである。

また、電子情報管理簿に登録する電子情報の廃棄手続としては、北海道電子情報  
管理規程においても、通常のパソコン操作以外の操作を想定していない。

エ パソコンにより作成していたデータの廃棄手続については、関係職員が、組織共  
用という意識がないまま、通常のパソコン操作にしたがって、データの更新・削除  
・消去を行ってきたことから、データは存在しておらず、現在実施機関として管理  
していない。